

岐阜県医師会総合医療情報ネットワークに関する規約

(名称)

第1条 本会は、岐阜県医師会総合医療情報ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）と称する。

(事務局)

第2条 ネットワークの事務局は、岐阜市藪田南3-5-11に所在する（一社）岐阜県医師会に置く。

(目的)

第3条 ネットワークは、岐阜県医師会（以下、「医師会」という。）会員相互の、円滑で迅速な情報交換の手段として機能させ、医師会の情報収集及び伝達を図り、会員相互の融和を図るとともに、病診連携を始めとする地域医療及び公衆衛生の向上等に寄与することを目的とする。

(構成と会員)

第4条 ネットワークは、岐阜県内の郡市地域医師会（以下、「地域医師会」という。）で構成する。

第5条 会員は、ネットワークの目的及び事業に賛同する、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医師会会員
- (2) 医師会職員
- (3) 地域医師会長の申請による地域医師会職員
- (4) 岐阜県医師会長（以下、「医師会長」という。）がネットワーク運用上必要と認めたる者

(事業)

第6条 ネットワークは、第3条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) メールアドレスの発行
- (2) ホームページの開設及び運用
- (3) 医療情報の提供と調査研究
- (4) 病診連携等地域医療に関する情報提供
- (5) その他ネットワーク事業に必要な事項

(運営委員会)

第7条 ネットワークの適正な運営管理を行うために、次の各号の運営委員を置く。

- (1) 運営委員長 1名
- (2) 運営副委員長 3名以内
- (3) 運営委員 10名程度
- (4) 監事 3名

第8条 ネットワークの公平かつ効率的運用を図るため、運営委員会を設置する。

第9条 ネットワーク運営委員長（以下、「運営委員長」という。）は、医師会長をもってあてる。

第10条 運営副委員長は、医師会副会長をもってあてる。運営委員は医師会の情報システム委員会委員と運営委員長が指名する者をあてる。

2 監事は医師会監事をもってあてる。

第11条 ネットワークに顧問を置くことができる。

2 顧問は、運営委員長の相談に応じるとともに、運営委員会から諮問された事項について参考意見を述べることを、その職務とする。

（運営委員会の任期）

第12条 運営委員会の任期は、医師会役員の任期に準ずる。

（運営委員会の職務）

第13条 運営委員長は、このネットワークを代表し、会務を総理する。

2 副運営委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3 運営委員長は、運営委員会の議長となる。

4 監事は、運営委員の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

（会員の権利）

第14条 運営委員長は、ネットワーク会員に対し、会員ID、パスワード及び電子メールアドレスを発行し、ネットワークへの接続利用を認める。

（情報の保護）

第15条 ネットワークの利用及び接続にあたっては、ネットワーク会員は、次の各号を厳守しなければならない。

(1) 医師会より付与された会員ID及びパスワードの使用並びに管理について一切の責任を持つものとする。

(2) 会員ID及びパスワードの不適切な使用及び管理によって、第三者に被害が発生した場合或いは関係法令に抵触する場合は、その責を負わなければならない。

(3) ネットワークの利用又は接続に必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器並びに接続回線は、自己の費用と責任において準備するものとする。

(4) ネットワーク内で以下の行為をしてはならない。

ア 公序良俗に反する行為

イ 犯罪若しくは犯罪に結びつく行為、その他法令に反する行為

ウ 他のネットワーク会員又は第三者を誹謗中傷する行為

エ 他のネットワーク会員又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為

オ 他のネットワーク会員又は第三者の著作権を侵害する行為

カ 医師会の運営を妨げ、或いは信用を毀損するような行為

(5) 本規約のほか運営委員長の正当な指示に従わなければならない。

(ネットワークの一時停止)

第16条 医師会は次の各号の何れかの場合には、ネットワーク会員に事前に通知することなく、一時的にネットワークのサービスを中断することができるものとし、これにより損害が発生したとしても、医師会はいかなる責任も負わない。

(1) ネットワークシステムの保守を緊急に行う必要があるとき

(2) 天災、或いは不慮の事故によりネットワークの運用が出来なくなったとき

(3) その他、運用上或いは技術上運営委員長がやむを得ない事由によって一時的な中断をしたとき

(総会)

第17条 ネットワークの総会は、年1回開催し運営委員長が召集する。

(会議)

第18条 ネットワーク運用のため、運営委員長が必要と認めた場合、運営委員会を開催する。

(経費等)

第19条 ネットワークの経理は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費の額、徴収方法は、毎年、医師会理事会において決定する。

3 経理は、医師会事業として処理する。

(規約の改廃)

第20条 この規約の改廃は、医師会理事会の議決による。

2 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し、必要な事項は、医師会理事会の議決により定める。

第21条 この規約の改廃は、改廃後の最初のネットワークの総会において報告しなければならない。

(附則)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

平成22年2月18日一部改正（平成22年4月1日より施行）

平成31年3月1日一部改正